

下水道使用料改定案について パブリックコメント資料（概要版）

**改定
ポイント**

- 2026（令和8）年7月1日から
- 一般家庭用20m³/月（現行）1,952円→（改定後）2,598円
- 将来にわたり安定した下水道サービスを提供するための改定

◎いつ変わるの？（改定の時期）

2026年（令和8年）7月1日改定予定

◎どのくらい変わるの？（使用料改定の内容）

基本料金は679円→900円
ひと月あたり 221円の改定をします。

1か月あたり20m³の場合 ※下記金額に別途消費税がかかります

基本使用料 679円（8m³）
従量使用料 728円（7m³×104円）
545円（5m³×109円）

基本使用料 900円（8m³）
従量使用料 973円（7m³×139円）
725円（5m³×145円）

合計 1,952円

合計 2,598円



差額 **646円**

実際の改定後料金【2か月あたりの使用料（税抜）】

	10m ³	25m ³	35m ³	40m ³	50m ³	100m ³	1,500m ³
現状の料金体系	1,358円	2,294円	3,359円	3,904円	5,224円	13,504円	350,004円
改定後の料金体系	1,800円	3,051円	4,471円	5,196円	6,996円	18,936円	534,136円
増加額	442円	757円	1,112円	1,292円	1,772円	5,432円	184,132円
目安	単身世帯	大人2人	大人2人 小学生1人 幼児1人	大人3人	大人2人 高校生1人 中学生1人	飲食店	小売店

※下水道使用料は基本2か月に一回、水道料金と共に県水道局より請求されます。実際には上記金額に消費税が加算されます。また、上記の目安は、各世帯や企業等の状況に基づき推測した使用水量となります。

下水道使用料改定（案）

	1月当たりの排除汚水量	現行額	改定案	増加額
基本額	8立方メートルまでの分	679円	900円	221円
加算額 1立方メートルにつき	8立方メートルを超え15立方メートルまでの分	104円	139円	35円
	15立方メートルを超え20立方メートルまでの分	109円	145円	36円
	20立方メートルを超え25立方メートルまでの分	132円	180円	48円
	25立方メートルを超え30立方メートルまでの分	150円	210円	60円
	30立方メートルを超え40立方メートルまでの分	154円	221円	67円
	40立方メートルを超え50立方メートルまでの分	185円	271円	86円
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	203円	305円	102円
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	229円	349円	120円
	500立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	266円	411円	145円
	5,000立方メートルを超え10,000立方メートルまでの分	281円	441円	160円
	10,000立方メートルを超える分	343円	583円	240円

◎なんで改定するの？（使用料改定の理由）

地方公営企業である下水道事業には独立採算の原則と経費負担の原則があり、汚水処理に要する経費については本来、下水道使用料で賄わなければなりません。しかし、現在逗子市においては、汚水処理費に対し、使用料収入が不足している状態が続いており、今後も人口減少による使用料収入の減少や物価上昇に伴い維持管理等にかかる費用の増加が加速することが懸念されます。

■使用料改定による効果

年度	経常収支比率 (%)	経費回収率 (%)	使用料収入 (千円)	汚水処理費 (千円)	累積欠損金 (千円)
2023年度(令和5年度)実績	95.2	83.1	757,502	911,915	▲ 463,616
2027年度(令和9年度)予測	102.3	103.8	1,054,131	1,015,844	▲ 618,594



経常収支比率と経費回収率は、どちらも下水道事業が健全な経営ができていないかを表した指標で100%超えると健全とされます。今回の改定では2027年度（令和9年度）に100%に達する見込みです。

さらに逗子市の公共下水道事業は、昭和47年に供用開始し、施設の老朽化も深刻となっていることから、安定的にサービスを提供し続けるために必要な使用料の負担をお願いするものです。

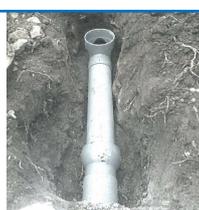
陶管の破損



木根の詰まり



塩ビ製の管へ交換



下水道事業の運営は使用料によって支えられています。安定的な使用料収入は、皆様の安全・安心な生活につながります！



◎皆様のご意見をお聞かせください！！

パブリックコメント募集中

期間：令和7年7月7日（月）～8月12日（火）

提出方法

ファクシミリ・郵送等で、又は直接下水道課へ提出してください。Eメールでの提出（添付ファイル不可）もできます。

任意の様式（閲覧場所に記入用紙あり）に、次の項目を記入してください。①件名「下水道使用料の改定に関する意見書」、②住所、③氏名、④意見

お問い合わせ

逗子市 環境都市部 下水道課
〒249-8686 逗子市逗子5-2-16
TEL：046-873-1111（内線485、486）
FAX：046-873-4520
E-mail：gesui@city.zushi.lg.jp

↓詳しくは市HPをご覧ください

パブリックコメント



使用料改定特設ページ

